

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本抛の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成27年5月29日から同地域に災害対策基本法（昭和36年1月15日 法律第223号）第60条に基づき、平成27年5月29日に発令された避難指示の必要がなくなった旨の公示がされた日から2ヶ月後の日までのものは、避難指示の必要がなくなった旨の公示がされた日から2ヶ月後の日の翌日をもって満了するものとする。

記

鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島

平成27年7月28日

九州運輸局

鹿児島運輸支局長